

食安輸発第0925001号
平成20年9月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

乳及び乳製品並びにこれらを原料とした食品の取扱いについて

中国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原料とした加工食品のメラミンに係る取扱いについては、平成20年9月20日付け事務連絡により連絡しているところですが、今後、中国以外の国から輸入される乳及び乳製品並びにこれらを原料とした食品については、下記によりメラミンのモニタリング検査を実施することとしたので、対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 実施期間

平成20年9月25日～平成21年3月31日

2. 対象食品

インド、インドネシア、シンガポール、タイ、バングラデシュ、フィリピン、
ヴェトナム、マレーシア、ミャンマー、韓国及び台湾産の乳及び乳製品並びに
これらを原料とした食品

3. 検体採取方法及び試験実施機関

平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号 別添の別表第2「添加物②
不均一に分布するもの」により検体を採取し、横浜検疫所及び神戸検疫所輸入食
品検疫・検査センターにおいて試験を実施すること。

4. 検査方法

「食品中のメラミンの試験法について」(平成20年10月2日付け食安監発
第1002003号)によること。

5. 検査検体数

119件

6. その他

検査によりメラミンを検出した場合にあっては、食品衛生法第10条違反とし
て措置すること。

なお、通知後すみやかに検査を実施すること。